

京都市告示第310号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和8年8月12日

京都市長 松井 孝治

1 団体の名称

芝薬師町町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る行事の開催に関する事
- (2) 防犯、防火、交通安全等に関する事
- (3) 美化、清掃など環境整備に関する事
- (4) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事
- (5) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事

3 区 域

京都市上京区芝薬師町616番地から618番地、623番地から626番地、630番地から634番地2、637番地から639番地、641番地から649番地、649番地2から649番地3までの区域

4 主たる事務所

京都市上京区上立売通堀川西入る芝薬師町626番地

5 代表者の氏名及び住所

本村 廣司

京都市上京区上立売通堀川西入る芝薬師町626番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和8年8月12日

(文化市民局地域自治推進室)